
第 4 期計画策定後の国の動きについて

- 1 食料農業農村基本法及び基本計画の改正について . . . 1
- 2 日本成長戦略及び地域未来戦略の策定について . . . 6

1 食料農業農村基本法及び基本計画の改正について

1 食料・農業・農村基本法（H11.7.16 施行）【改正法：R6.6.5 施行】

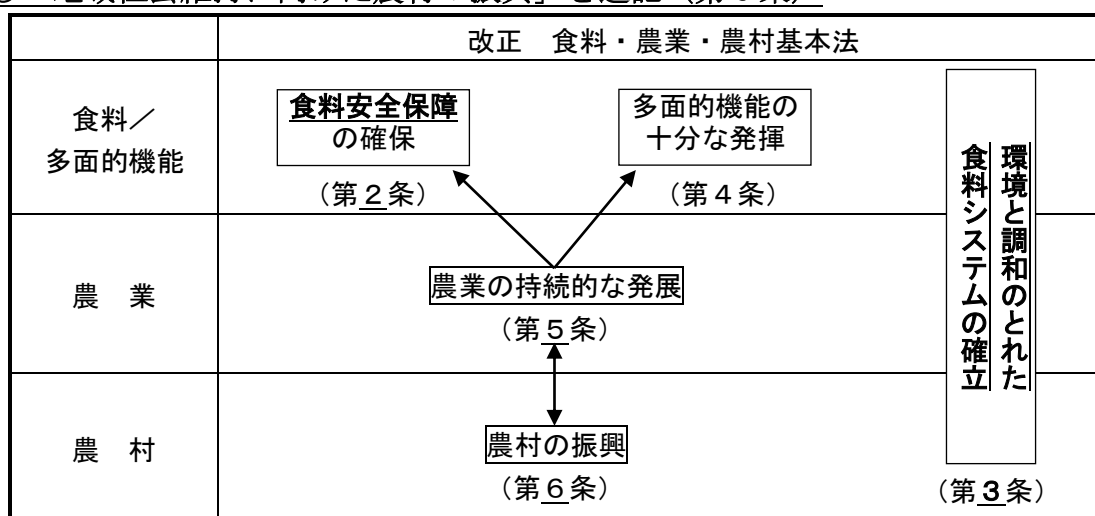
（１）目的（第１条）

食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として制定

（２）基本理念（第２～６条）

《改正のポイント》

- 「食料安全保障の確保」（海外への輸出、合理的な価格の形成を含む）を規定（第２条）
- 新たな基本理念として「環境と調和のとれた食料システムの確立」を規定（第３条）
- 「生産性と付加価値の向上による農業の持続的な発展」を追記（第５条）
- 「地域社会維持に向けた農村の振興」を追記（第６条）



（３）地方公共団体の責務（第９条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

（４）食料・農業・農村基本計画（第１７条）

- ・食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次に掲げる事項について定める。
 - ① 施策の基本的な方針、② 食料安全保障の動向に関する事項、
 - ③ 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標、
 - ④ 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、⑤ その他必要な事項

- ・少なくとも毎年一回、③の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用等により公表
- ・世界の食料需給の状況その他の食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直し

〔策 定〕平成12年3月

〔見直し〕平成17年3月、22年3月、27年3月、令和2年3月、7年4月

(5) 改正基本法関連法

ア 食料供給困難事態対策法 (R6. 6. 14 成立、R7. 4. 1 施行)

- ・食料の供給が大幅に不足し、又はそのおそれが高い事態（食料供給困難事態）に対応するため、その兆候があったときから食料供給困難事態対策本部（本部長：内閣総理大臣）を設置
- ・輸入若しくは生産の促進又は出荷の調整の要請等の対策を講じる

イ 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律 (R6. 6. 14 成立、R7. 4. 1 施行)

- ・農業生産の基盤である農地の確保及びその適正かつ効率的な利用を図られるよう、農地の転用手続を厳格化するほか、農用地区域の意見に係る国の関与を強化
- ・農地の適正利用を確保するため、農地の権利取得に係る許可要件として農業関係法令の遵守状況を明確化
- ・農地の効率的利用を促進するため、農地所有適格法人の経営発展に関する仕組みを創設

ウ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律 (R6. 6. 14 成立、R6. 10. 1 施行)

- ・スマート農業技術の活用と併せて行う農産物の新たな生産方式の導入に関する計画や、スマート農業技術等の開発及びその成果普及に係る計画を国が認定する制度を創設
- ・これらの認定を受けた農業者や事業者に対し、長期・低利の融資措置とともに、農研機構の研究開発設備の供用を可能とする等の支援措置を講ずる

エ 土地改良法等の一部を改正する法律案 (R7. 3. 31 成立、R7. 4. 1 施行)

- ・損壊危険度の高い農業水利施設等について農業者負担ゼロで国・都道府県の発意で防災事業を実施、農業者負担ゼロの農地中間管理機構関連事業の実施主体として都道府県に加え市町村を追加、基幹的農業水利施設について農業者の申請に拠らず国・都道府県の発意で更新事業を実施

オ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律等の一部を改正する法律 (R7. 6. 11 成立、R8. 4. 1 施行)

- ・農業との連携強化・環境負荷低減等に取り組む食品事業者を大臣が認定する制度の創設

- ・食品の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの創設
(通称：食料システム法)

2 食料・農業・農村基本計画（R7.4.11 閣議決定）〔概ね5年毎に変更（R7～R11）〕

（１）策定の経緯

- ・令和6年8月29日 食料・農業・農村政策審議会に計画変更を諮問
- ・令和7年3月27日 計11回の企画部会と、地方意見交換会を経て、計画変更（案）を答申

（２）施策の基本的な方針

「我が国の食料供給」「輸出の促進」「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能」「農村の振興」を柱とし、初動5年間（R7～11）で農業の構造転換を集中的に推し進める。

（３）計画のポイント

- ・「食料安全保障」の観点を強化し、食料供給体制の強化・見直しのほか、国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム・国民の食品アクセスについて明確に記載
- ・計画期間を5年間とし、初動5年間で農業構造の転換を集中的に推し進める
- ・K P I 設定を行い、少なくとも年1回、目標の達成状況の調査・公表、K P I 検証によりP D C Aサイクルによる施策の見直しを行い、おおむね5年ごとに基本計画の変更を行う

（４）食料自給率目標等

【食料自給率目標の設定】

	基本計画策定年				
	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年
供給熱量ベース	45%	50%	45%	45%	45%
摂取熱量ベース(*)	—	—	—	—	53%
生産額ベース	76%	70%	73%	75%	75%

(*)本計画から新たに、従来の供給熱量ベースとは別に、平時において国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示す指標である「摂取熱量ベース」の食料自給率を設定

【飼料自給率及び食料国産率の提示】

飼料自給率：国内に供給される飼料に対する国内生産の割合 27% (2023) → 28% (2030)

食料国産率：国内に供給される食料に対する国内生産の割合。飼料が国産か輸入かにかかわらず、国内生産の状況の評価するための指標

供給熱量ベース 47% (2023) → 54% (2030)

生産額ベース 67% (2023) → 76% (2030)

【食料自給力指標の提示】

我が国の食料の潜在生産能力を評価する指標として、農地面積、労働力を考慮して提示

（４）講ずべき主な施策

【我が国の食料供給】

- 国内の食料供給（水田政策の見直し、等）
- 食料自給力の確保（農業構造転換、生産基盤、生産性向上、生産資材 等）
- 付加価値向上（品種、知的財産、輸出、等）
- 不測時における食料供給確保
- 輸入の安定化・国際戦略
- 農作業安全・GAP・HACCP・動植物検疫

【輸出の促進】

- 農林水産物・食品の輸出の促進（海外需要の拡大、供給力の向上）
- 食品産業の海外展開
- インバウンドによる食関連消費の拡大
- 品種のグローバル展開（海外ライセンス推進）

【国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム】

- 食品アクセス確保（経済的アクセス、物理的アクセス）
- 食品産業の持続的な発展（生産性向上、付加価値向上）
- 合理的な価格形成（合理的な費用の考慮）
- 食品安全・消費者の信頼確保

【環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮】

- 環境負荷の低減（みどり戦略、有機農業の推進、循環経済の取組）
- 多面的機能の発揮（地域資源の適切な保全管理、農業生産活動の継続）

【農村の振興】

- 多様な人材が農村に関わる機会の創出
- 所得向上と雇用の創出（経済面）（付加価値創出、農泊、農福連携）
- 人が住み続けるための条件整備（生活面）（農村RMO）
- 地域の共同活動の維持
- 中山間地域等の振興
- 鳥獣被害対策、都市農業の振興、農村の魅力発信

(参考) 長野県農業生産努力目標及び長野県食と農業農村振興計画

(H13：長野県農業生産努力目標策定)

- 県では、平成 12 年 3 月閣議決定となった旧基本計画を受け、平成 13 年 6 月に「長野県農業生産努力目標」を策定し、5 年ごとに所要の見直しを行うこととした

(参考：H12 旧基本計画)

- 国内の農業生産の増大を図る取組をより着実に推進するため、全国段階における生産努力目標の策定と併せて、地域段階において、地方公共団体、生産者団体等による地域の条件と特色を踏まえた生産努力目標の策定を促進する。

(H19:長野県食と農業農村振興計画策定、H25:第 2 期基本計画策定、H26:見直し)

- 平成 18 年 4 月に施行された「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、基本法の理念も踏まえ、「食と農業・農村の経済努力指標」を掲げた「長野県食と農業農村振興計画」を策定。
- 平成 26 年には「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月)で示された国の新たな政策を活用し、施策の進捗を早めることを目的に、第 2 期計画を改定

(H29：第 3 期長野県食と農業農村振興計画策定)

- 平成 29 年 3 月に第 2 期計画の進捗状況や課題・成果の検証結果を踏まえ、10 年後の本県の食と農業・農村の目指す姿を実現するための今後の 5 年間の取組として第 3 期計画を策定

(R5:第 4 期長野県食と農業農村振興計画策定)

- 令和 5 年 3 月に第 3 期計画の進捗状況や課題・成果の検証結果を踏まえ、10 年後の本県の農業・農村と食のめざす姿を実現するための今後の 5 年間の取組として第 4 期計画を策定。

2 日本成長戦略及び地域未来戦略の策定について

1 日本成長戦略【R8.7.21 閣議決定】

(1) 趣旨

- ・緊縮志向と未来への投資不足を転換し、官民が連携して危機管理投資と成長投資を徹底することにより、我が国の供給力を強化し、民間投資、雇用、所得、消費及び税収が持続的に拡大する好循環を実現する。
- ・特に、経済安全保障上の自律性・不可欠性の確保と、先端技術・イノベーションの社会実装を同時に進め、「強い経済」の構築を通じて強く豊かな日本列島を目指す。

(2) 体制

- ・政府の司令塔として日本成長戦略本部（R7.11.4 設立）を設置し、官民投資ロードマップの策定、予算・制度・規制改革の一体的な具体化、施策の進捗管理を担う。
- ・日本成長戦略会議の下で、主要な製品・技術ごとに投資のボトルネック、勝ち筋、政策パッケージ、官民投資額及び経済波及効果を整理し、5W1Hを意識したPDCAを定期的に実施する。

(3) 戦略のポイント

- ・17の戦略分野における危機管理投資・成長投資を官民連携で推進する。
- ・AIトランスフォーメーション（AX）を成長の加速装置とし、産業全体の高付加価値化を図る。
- ・2040年度の国内民間設備投資額 250兆円を官民目標とし、17分野の主要製品・技術等への官民国内投資を累計 370兆円超と見込む。地域未来戦略と連携し、国内投資を全国へ広げる。
- ・「強く豊かな日本」投資枠を設け、必要性和投資誘発効果の高い施策を複数年度で支援する。概算要求を含む予算編成過程で施策を具体化し、技術・市場動向に応じて機動的に見直す。

(4) 17の戦略分野

No.	戦略分野	主な対象
1	AI・半導体	フィジカルAI、先端半導体、領域特化型AI
2	デジタル・サイバーセキュリティ	データ基盤、行政AX/DX、クラウド・データセンター、自動運転等
3	情報通信	オール光ネットワーク、海底ケーブル、次世代ワイヤレス
4	量子	量子コンピューティング、通信・ネットワーク、センシング
5	防衛産業	小型無人航空機、艦艇、デュアルユース技術

6	航空・宇宙	民間航空機、無人航空機、空飛ぶクルマ、ロケット、人工衛星等
7	海洋	海洋無人機、海洋状況把握、海底開発技術
8	造船	次世代船舶、船舶修繕、LNG 運搬船
9	マテリアル	永久磁石、グリーン鉄、重要鉱物・部素材、複合新素材等
10	合成生物学・バイオ	バイオものづくり、バイオ医薬品、再生医療等
11	創薬・先端医療	革新的医薬品、感染症対応、AI・ロボティクス医療、ヘルスケアサービス
12	資源・エネルギー安全保障・GX	次世代太陽電池、水素、地熱、洋上風力、次世代革新炉、GX ケミカル等
13	フュージョンエネルギー	フュージョンエネルギー
14	防災・国土強靱化	防災技術
15	港湾ロジスティクス	港湾荷役機械、サイバーポート、次世代型倉庫
16	フードテック	植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品
17	コンテンツ	ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写

(5) イメージ図



2 地域未来戦略【R8. 7. 21 閣議決定】

(1) 趣旨

- ・47 都道府県のどこに住んでいても、安全な生活、必要な医療・福祉、質の高い教育及び働く場所が確保される社会を実現するため、強い地域経済を構築する。
- ・地方に大規模投資を呼び込み、産業クラスターを戦略的に形成するとともに、多様な地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域産業の持続的な成長を図る。計画期間は 2030 年度までとする。

(2) 体制

- ・地域未来戦略本部（R7. 11. 11 設立）を中心に、府省横断で政策を推進し、地方公共団体、経済団体、企業、大学・研究機関、金融機関等との連携を強化する。

(3) 戦略のポイント

- ・強い地域経済の構築
投資、良質な雇用、所得、消費及び再投資の好循環を地域で生み出す。
- ・豊かな生活環境の実現
交通、買物、医療・介護・福祉、インフラ、防災等の持続性を高める。
- ・選ばれる地方の実現
若者や女性にも魅力ある地域、教育環境、移住・二地域居住、都市と地方の共生を進める。
- ・計画は次の 3 類型とし、投資、金融、インフラ、規制改革、人材育成を一体的に支援する。

類型	策定主体	計画内容
A 戦略産業クラスター計画	国	17 の戦略分野に関する大規模投資を起点に、インフラ・拠点整備、人材育成等を国が計画的に推進
B 地域産業クラスター計画	都道府県等	地域が重点産業を定め、企業投資、共同施設、サプライチェーン補完等により地域全体の競争力を向上
C 地場産業成長プラン	市町村 又は 都道府県	農林水産業、観光、伝統工芸、部品加工等の地域資源を生かし、高付加価値化と域外・海外需要を獲得

(4) 日本成長戦略との関係

- ・日本成長戦略が、17 の戦略分野と主要製品・技術等を定め、国全体の危機管理投資・成長投資を促進する「成長のエンジン」であるのに対し、地域未来戦略は、その投資を全国へ展開し、地域の産業基盤、人材、インフラ及び生活環境を一体的に整える「地域での実装・波及の仕組み」となる。

- ・17 分野に関連する大規模投資は、A戦略産業クラスター計画を通じて地域への定着と集積を図る。地域独自の強みは、B地域産業クラスター計画及びC地場産業成長プランにより成長分野へ磨き上げる。
- ・「強く豊かな日本」投資枠、地域未来交付金、設備投資・人材育成支援、金融支援等を組み合わせ支援する。

(5) 長野県内の取組

- ・世界水準の精密加工技術、豊かな自然・農産物、発酵食品等の強みを生かし、「精密技術×AI」を軸に既存産業の競争力強化と新たな成長産業の創出を目指す。
- ・AI を産業活動に組み込む AI ネイティブ化、グローバル市場の獲得、成長産業人材の育成、企業立地・投資へのワンストップ支援及び機動的な推進体制を基本姿勢として次の分野に取り組む。

ア 先行分野：航空宇宙・次世代空モビリティ

- ・県内に蓄積する超精密加工・小型軽量化技術を生かし、部品供給から航空機システム、低軌道衛星、ドローン、空モビリティ等へ参入領域を拡大する。
- ・試験・評価、認証取得、研究開発、人材育成等の一貫支援体制を整備し、システムメーカーの立地や企業誘致を進める。
- ・2030 年度末までに付加価値増加額 71.8 億円、産業人材育成 270 人等を目標とし、2035 年度末までにシステムメーカー 3 社立地等を目指す。

イ 先行分野：発酵・フードテック（発酵・機能性等）

- ・信州の農産物、発酵技術、健康機能性を生かし、海外嗜好や長期保存に対応した高付加価値食品、機能性食品、サステナブル食品等を開発する。
- ・工業技術総合センター等の分析・技術・商品開発機能を強化し、大学と連携した高度人材育成、海外販路開拓及び農業生産基盤の安定化を進める。
- ・2030 年度末までに付加価値増加額 325 億円、産業人材育成 1,000 人、製造品出荷額等 8,750 億円等を目指す。

ウ 第2弾以降の検討と推進体制（予定）

- ・半導体、フィジカル AI、コンテンツを重点候補として具体化し、農林業、観光等は県の強みと地域資源を踏まえて市町村と連携して検討する。
- ・先行計画を具体化して参画企業と投資を呼び込み、専門人材も配置しながら庁内横断体制を構築し、継続的に計画を更新する